

令和8年度第5回食糧用輸入麦等の特別売買契約（輸入区分Ⅰ） の見積合せの実施について

1 見積合せの受付、見積書提出の日時及び場所等

- (1) 日時：令和8年8月19日（水）午後2時00分～午後2時45分
- (2) 場所：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
- (3) 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムにより行う対象案件である。

ただし、電子入札システムによりがたい場合は、政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け総合第2065号総合食料局長通知。以下「運用基準」という。）に基づき、紙入札方式によることができる。

2 契約予定数量

食糧用小麦：	79,800 トン
食糧用大麦：	5,600 トン
ビール大麦：	0 トン
合 計：	85,400 トン

注）米国産小麦については、船積後に確定した生産地情報を報告する。

3 輸出国における船積期限

令和8年11月30日（月）まで

4 引渡期限

令和8年12月17日（木）まで

5 特別売買契約申込予定書の提出日

原則として、情報管理システムを利用し、令和8年8月7日（金）正午までに提出する。

なお、特別売買申込予定書の提出がない場合には、見積合せは行わないものとする。

6 契約の締結

特別売買契約の相手方として決定した者は、見積合せの翌日から15日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）に、食糧用輸入麦等の特別売買契約書を作成し、契約を締結する。

7 契約条項を示す日時・場所

- (1) 日時：令和8年7月31日（金）午後4時から見積合せまでの間
- (2) 場所：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

8 その他

- (1) 本通知に記載のない事項は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」による。

なお、備蓄事業者で、売買契約に係る買受代金の延納措置を希望する者は、食糧用輸入小麦の買受代金に係る延納措置実施要領（平成22年8月20日付け22総食第464号総合食料局長通知）及び食糧用輸入麦等の特別売買契約書の契約条項等を熟読すること。

- (2) 見積合せ申込者としての資格のない者の行った申込み及び見積合せ条件に

違反した申込みは、無効とする。

- (3) 再度の見積合せは4回まで実施する。
- (4) 見積合せ時に提出する特別売買申込書に記載する数量は、特別売買契約申込予定書の数量と同数量とすること。
- (5) 本船くん蒸は、原則禁止とする。

ただし、輸出国の規制により本船くん蒸を行う場合は、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農林省農政局長通知）第3の規定及び「航海中に再循環式くん蒸等が実施された本船積み穀類等の輸入時における危害防止対策について」（令和5年7月28日付け5消安第2616号）の別紙「航海中に再循環式くん蒸等が実施された本船積み穀類等積荷の搬出作業等が行われる際の注意点」も参照し、危害防止に十分留意の上、作業を行うこと。

また、本船くん蒸を実施した場合は、食糧用輸入麦の特別売買契約書別紙「安全性検査の手順について」に従い、くん蒸終了後、検査単位ごとに再度サンプルを採取し、くん蒸剤の検査を行うこと。

なお、本船の着岸及び荷役は、ガス濃度が同対策要綱第3の2の(3)のイに定める抑制濃度以下に低下したことを確認の上、行うこと。

- (6) 産地国における現品の輸送・保管及び船積み前の品位の調整に当たっては、カビ毒、重金属若しくは農薬汚染のおそれ又は遺伝子組換え品種の混入のおそれがある車両、船舶及び輸送機器並びに施設の使用を禁止する。
- (7) アメリカ産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について（令和元年7月17日付け元政統第551号農林水産省政策統括官通知）」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係るCP4-EPSPS タンパク質検査（以下「CP4-EPSPS タンパク質検査」という。）を実施し、その結果を検収の前までに速やかに農産局長に報告すること。当該検査により輸入されるアメリカ産小麦及びカナダ産小麦が陽性又は擬陽性と確認された場合には、農産局長の指示に従うこと。

なお、CP4-EPSPS タンパク質検査に関する取扱いは、食糧用輸入麦等の特別売買契約書（輸入区分Ⅰ：小麦用）付録1別表2の船積時検査項目欄に定める全ての項目に関するものと同様とする。

- (8) 運用基準第5の5又は6に基づき、電子入札による執行の日時を変更する場合は、同項に定める日時変更通知書により通知する。
- (9) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

令和8年7月31日

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 山口 靖

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 山口 靖

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。